

平成23年度

福島町議会定例会
9月第2回会議議案

福島町

平成23年度福島町議会定例会9月第2回会議議案目次

番号	件名	頁
16	町税条例の一部改正について	1
17	福島町体育館条例の一部改正について	33
18	平成23年度福島町一般会計補正予算(第5号)	35
19	平成23年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	55
20	平成23年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)	69
21	平成23年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	81
22	平成23年度福島町水道事業会計補正予算(第2号)	91
認定1	平成22年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	95
認定2	平成22年度福島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	97
認定3	平成22年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	99
認定4	平成22年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	101
認定5	平成22年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	103

議案第16号

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月14日提出

福島町長 村 田 駿

町税条例の一部を改正する条例

町税条例(昭和30年福島町条例第46号)の一部を別紙のように改正する。

別紙 第1条 町税条例（昭和30年福島町条例46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第26条 前条第2項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(寄付金税額控除)</p> <p><u>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄付金又は金銭(第3号から第12号までに掲げるものに関しては、それぞれ別表に掲げるものに限る。)を支出し、当該寄付金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄付金を支出し、当該寄付金の額の合計額が5千円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特別控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p>	<p>(町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第26条 前条第2項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(寄付金税額控除)</p> <p><u>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金(当該納税義務者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同基金会(その主たる事務所を道内に有するものに限る。)</u>又は<u>日本赤十字社に対する寄付金(道内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)</u>で、<u>令第7条の17各号の規定により定められるもの</u></p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄付金</u></p> <p>(4) <u>所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄付金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>所得税法施行令第217条第1項第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄付金</u></p> <p>(6) <u>所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄付金(第2号に掲げる者を除く。)</u>に対する<u>寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(7) <u>所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財</u></p>	<p>(1) <u>次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</u></p> <p>ロ <u>所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>ハ <u>所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>ニ <u>所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>ホ <u>所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益</u></p>

改正前	改正後
<p><u>団法人(所得税法施行令の一部改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) <u>所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄付金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(9) <u>所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄付金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(10) <u>所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄付金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>(11) <u>所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(12) <u>租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</u></p>	<p><u>財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ハ <u>所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>ト <u>所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>チ <u>所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>リ <u>所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>ヌ <u>租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</u></p> <p>(2) <u>別表第 2 に掲げる特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動</u></p>

改正前	改正後								
<p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄付金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額(以下この項において、「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="264 1083 1128 1342"> <tbody> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下の金額</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え695万円以下の金額</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え900万円以下の金額</td> <td>100分の67</td> </tr> </tbody> </table>	195万円以下の金額	100分の85	195万円を超え330万円以下の金額	100分の80	330万円を超え695万円以下の金額	100分の70	695万円を超え900万円以下の金額	100分の67	<p><u>法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</u></p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u></p>
195万円以下の金額	100分の85								
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80								
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70								
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67								

改正前		改正後
金額		
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57	
1,800万円を超える金額	100分の50	
<p>(2) <u>当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき</u> 100分の90</p>		
<p>(3) <u>当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき</u> 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合(イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合)</p> <p>イ <u>課税山林所得金額を有する場合</u> 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>ロ <u>課税退職所得金額を有する場合</u> 当該課税退職所得金額につい</p>		

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">て、第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 33 条の 7</p> <hr/> <p style="text-align: center;">の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄付金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下 <u>本条</u>において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 33 条の 7 第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄付金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下 <u>この条</u>において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)</p>



改正前	改正後
<p>については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 町民税の納税義務者のうち第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて、提出すべき申告書を正当な理由がなく提</p>	<p>については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>第23条第1項第1号の者は、第33条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 町民税の納税義務者が 第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて、提出すべき申告書を正当な理由がなく提</p>

改正前	改正後
<p>出しなかつた場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(退職所得申告書の不提出に関する過料)</p> <p>第 53 条の 10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、<u>3 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(固定資産の課税標準)</p> <p>第 61 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 74 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準とな</p>	<p>出しなかつた場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(退職所得申告書の不提出に関する過料)</p> <p>第 53 条の 10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、<u>10 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(固定資産の課税標準)</p> <p>第 61 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 74 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準とな</p>

改正前	改正後
<p>るべき価格の6分の1の額とする。 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合において、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>るべき価格の6分の1の額とする。 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(たばこ税に係る不申告に関する過料)</u></p>

改正前	改正後
<p>(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 107 条 鉱産税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p>	<p><u>第 100 条の 2</u> <u>たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u></p> <p><u>(鉱産税に係る不申告に関する過料)</u></p> <p><u>第 105 条の 2</u> <u>鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u></p> <p>(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 107 条 鉱産税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p>

改正前	改正後
<p>第 133 条 前条第 2 項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、<u>3 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p><u>第 139 条の 2</u> 町長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</p> <p>第 149 条 前条第 1 項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正</p>	<p>第 133 条 前条第 2 項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、<u>10 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)</u></p> <p><u>第 139 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p><u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p><u>第 139 条の 3</u> 町長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</p> <p>第 149 条 前条第 1 項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正</p>

改正前	改正後
<p>当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(寄付金税額控除における特例控除額の特例)</u></p> <p><u>第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特別控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄付金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び第33</u></p>	<p>当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(寄付金税額控除における特例控除額の特例)</u></p> <p><u>第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1) <u>第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合</u> 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(2) <u>第33条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合</u> 当該課税退職所得金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(3) <u>前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合</u> 100分の50</p> <p>(4) <u>前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合</u> 100分の60</p> <p>(5) <u>前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u> 100分の75</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成24年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、<u>所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において</u></p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、<u>法附則第6条第4項に規定する場合</u></p>

改正前	改正後
<p><u>「免除対象飼育牛」という。）である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。)</u>において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が、送達されるときまでに提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法_____第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書に_____ついてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、<u>当該事業所得に係る町民税の所得割の額(前年の第 33 条第 1 項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。)</u>を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法_____第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第 32 条から第 33 条</p>	<p>_____において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛_____の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないこと_____についてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、<u>当該事業所得に係る町民税の所得割の額</u>_____を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合_____において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛_____の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第 32 条から第 33 条</p>

改正前	改正後
<p>の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価格の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>3 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に</p>	<p>の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条_____の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に</p>

改正前	改正後
<p>規定する補助を受けている旨を評する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定_____がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項中「山林所得額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第</p>	<p>規定する補助を受けている旨を評する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項_____の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段_____、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、_____</p>

改正前	改正後
<p><u>16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段</u>、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附</u></p>	<p>_____する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の3の2第1項</u>_____の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第33条の7第1項前段</u>_____、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、_____</p>

改正前	改正後
<p>則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割</p>	<p>_____す</p> <p>る。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項_____の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段_____、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、_____</p>

改正前	改正後
<p><u>の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、<u>附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4</u> の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第 33 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、</u>第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の</u></p>	<p>_____する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項<u>及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定</u> _____の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第 33 条の 7 第 1 項前段</u> _____、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と _____</p>

改正前	改正後
<p>所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>_____する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項 _____の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段 _____、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と _____</p> <p>_____する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

改正前

(先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

改正後

(先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項 _____の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段 _____、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と _____
_____する。

(3)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

改正前

条第1項、附則第7条の3第1項、**附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4**の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、**第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段**、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、**同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と**、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3)~(4) (略)

6 (略)

別表を次のように改める。

別表(第33条の7関係)

寄付金の区分	控除対象寄付金
--------	---------

改正後

条第1項、附則第7条の3第1項**及び附則第7条の3の2第1項** _____ の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、**第33条の7第1項前段** _____

_____, 第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と _____

_____, 第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3)~(4) (略)

6 (略)

別表第1(第33条の7第1項第1号関係)

寄付金の区分	控除対象寄付金
--------	---------

改正前		改正後	
第33条の7第1項第9号に掲げる寄付金	学校法人福島キリスト教学園に対する寄付金	第33条の7第1項第1号へに掲げる寄付金	学校法人福島キリスト教学園に対する寄付金
第33条の7第1項第10号に掲げる寄付金	社会福祉法人福島幸愛会及び社会福祉法人福島町社会福祉協議会に対する寄付金	第33条の7第1項第1号トに掲げる寄付金	社会福祉法人福島幸愛会及び社会福祉法人福島町社会福祉協議会に対する寄付金

第2条 町税条例の一部を改正する条例（平成20年福島町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （個人の町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税についての <u>新条例第33条の7</u> _____の規定の適用については、<u>同条第1項第13号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第3項第3号に規定する事業_____」</u>とする。</p> <p>7～9（略）</p>	<p>附 則 （個人の町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税についての <u>町税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第 号）による改正後の条例第33条の7</u>の規定の適用については、<u>同条第1項第1号又中「特定非営利活動に関する寄附金</u> _____」<u>とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金</u> _____及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第3項第3号に規定する事業<u>に関連する寄附金</u>」とする。</p> <p>7～9（略）</p>

改正前	改正後
<p>10 町民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から<u>平成 23 年 12 月 31 日</u>までの間に支払を受けるべき新条例附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する町民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の 100 分の 1.8 に相当する額とする。</p> <p>11～16 (略)</p> <p>17 町民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から<u>平成 23 年 12 月 31 日</u>までの間に地方税法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 35 条の 2 の 6 第 12 項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第 19 条の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第 32 条第 2 項に規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 152 号)附則第 7 条第 10 項に定めるところにより計算した金</p>	<p>10 町民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から<u>平成 25 年 12 月 31 日</u>までの間に支払を受けるべき新条例附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する町民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の 100 分の 1.8 に相当する額とする。</p> <p>11～16 (略)</p> <p>17 町民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から<u>平成 25 年 12 月 31 日</u>までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 35 条の 2 の 6 第 12 項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第 19 条の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第 32 条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 152 号)附則第 7 条第 10 項に定めるところにより計算した金</p>

改正前

額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

18～21 (略)

22 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する町内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

改正後

額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

18～21 (略)

22 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

第3条 町税条例の一部を改正する条例（平成22年福島町条例第9号の1）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 <u>平成25年1月1日</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>（町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 新条例附則第19条の3の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用する。</p> <p>7～8 （略）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 <u>平成27年1月1日</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>（町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 新条例附則第19条の3の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用する。</p> <p>7～8 （略）</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に

限る。)、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第149条第1項の改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

- (2) 第1条中町税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定(「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中町税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日
- (4) 第1条中町税条例附則10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第33条の7の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第33条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成23年12月31日までの間における新条例第33条の7の規定の適用については、同条第1項第1号又中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

- 3 新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。
- 5 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第1条の規定による改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第11号）附則第2条第6項中「町税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第 号）による改正後の条例第33条の7」とあるのは「新条例第33条の7」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 17 号

福島町総合体育館条例の一部改正について

福島町総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 14 日提出

福島町長 村 田 駿

福島町総合体育館条例の一部を改正する条例

福島町総合体育館条例（昭和 52 年福島町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(略)	(略)
(事業)	(事業)
第 3 条	第 3 条
(中略)	(中略)
(3) <u>スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)第 4 条第 3 項</u> に規定する計画の推進に必要な施策並びにスポーツの普及奨励に関すること。	(3) <u>スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 10 条第 1 項</u> に規定する計画の推進に必要な施策並びにスポーツの普及奨励に関すること。
(以下略)	(以下略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

平成23年度福島町一般会計補正予算（第5号）

平成23年度福島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,501,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月14日提出

福島町長 村田 駿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8	地方特例交付金	6,500	△ 1,847	4,653
	1 地方特例交付金	6,500	△ 1,847	4,653
9	地方交付税	1,711,831	57,180	1,769,011
	1 地方交付税	1,711,831	57,180	1,769,011
12	使用料及び手数料	90,806	512	91,318
	1 使用料	75,836	512	76,348
13	国庫支出金	215,116	468	215,584
	1 国庫負担金	113,938	468	114,406
14	道支出金	182,285	434	182,719
	1 道負担金	90,477	120	90,597
	2 道補助金	76,767	314	77,081
15	財産収入	18,109	303	18,412
	1 財産運用収入	17,617	303	17,920
17	繰入金	117,033	△ 58,839	58,194
	1 他会計繰入金	1	1,161	1,162
	2 基金繰入金	117,032	△ 60,000	57,032
18	繰越金	10	79,956	79,966
	1 繰越金	10	79,956	79,966
19	諸収入	57,309	510	57,819
	5 雑収入	32,590	510	33,100
20	町債	564,125	△ 32,929	531,196
	1 町債	564,125	△ 32,929	531,196
歳入合計		3,455,949	45,748	3,501,697

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		189,480	40,760	230,240
	1 総務管理費	124,843	170	125,013
	2 徴税費	8,222	260	8,482
	6 監査委員費	1,255	26	1,281
	7 財政基金費	33,590	40,304	73,894
3 民生費		396,219	7,593	403,812
	1 社会福祉費	292,942	7,295	300,237
	2 児童福祉費	97,773	298	98,071
4 衛生費		371,342	2,293	373,635
	1 保健衛生費	107,259	86	107,345
	2 清掃費	264,083	2,207	266,290
6 農林水産業費		69,214	564	69,778
	3 水産業費	43,212	564	43,776
9 消防費		205,599	△ 5,723	199,876
	1 消防費	205,599	△ 5,723	199,876
10 教育費		466,922	599	467,521
	5 社会教育費	14,405	300	14,705
	6 保健体育費	377,136	299	377,435
12 諸支出金		181,039	△ 338	180,701
	2 特別会計繰出金	177,539	△ 338	177,201
歳出合計		3,455,949	45,748	3,501,697

第2表 地方債補正（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前			償還の方法	補正後			
	限度額	起債の方法	利率		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	179,725	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構・日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件による。 銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。	146,796	左同じ	左同じ	左同じ

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金	6,500	△ 1,847	4,653
9 地方交付税	1,711,831	57,180	1,769,011
12 使用料及び手数料	90,806	512	91,318
13 国庫支出金	215,116	468	215,584
14 道支出金	182,285	434	182,719
15 財産収入	18,109	303	18,412
17 繰入金	117,033	△ 58,839	58,194
18 繰越金	10	79,956	79,966
19 諸収入	57,309	510	57,819
20 町債	564,125	△ 32,929	531,196
計	3,455,949	45,748	3,501,697

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	189,480	40,760	230,240			303	40,457
3 民生費	396,219	7,593	403,812	902		52	6,639
4 衛生費	371,342	2,293	373,635				2,293
6 農林水産業費	69,214	564	69,778			570	△ 6
9 消防費	205,599	△ 5,723	199,876				△ 5,723
10 教育費	466,922	599	467,521			400	199
12 諸支出金	181,039	△ 338	180,701				△ 338
計	3,455,949	45,748	3,501,697	902		1,325	43,521

歲 入

2 歳 入

8 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	6,500	△1,847	4,653	1 地方特例交付金	△1,847	地方特例交付金 △1,847
計	6,500	△1,847	4,653			

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	1,711,831	57,180	1,769,011	1 地方交付税	57,180	普通交付税 57,180
計	1,711,831	57,180	1,769,011			

12 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

4 農林水産使用料	846	512	1,358	2 水産使用料	512	みなと交流館使用料 512
計	75,836	512	76,348			

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	113,605	468	114,073	1 身体障害者援 護費国庫負担 金	468	障害者自立支援医療費負担金 (前年度精算分) 468
計	113,938	468	114,406			

8 款 地方特例交付金

9 款 地方交付税

12 款 使用料及び手数料

13 款 国庫支出金

14款 道支出金
1項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	86,644	120	86,764	2 身体障害者支援費負担金	120	障害者自立支援医療費負担金（前年度精算分） 120
計	90,477	120	90,597			

14款 道支出金
2項 道補助金

1 民生費補助金	7,985	314	8,299	1 社会福祉費補助金	314	障害者自立支援対策臨時特例交付金 275 子育て支援対策事業費補助金 39
計	76,767	314	77,081			

15款 財産収入
1項 財産運用収入

2 利子及び配当金	1,893	303	2,196	1 利子及び配当金	303	財政調整基金利子収入 316 土地開発基金利子収入 △13 減債基金利子収入 △1 花田俊勝奨学金基金利子収入 1 ふるさと応援基金利子収入 3 過疎地域自立促進特別事業基金利子収入 △6 住民生活に光をそそぐ交付金基金利子収入 3
計	17,617	303	17,920			

17款 繰入金

1項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険特別会計繰入金	1	879	880	1 介護保険特別会計繰入金	879	介護保険特別会計繰入金 879
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	282	282	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	282	後期高齢者医療特別会計繰入金 282
計	1	1,161	1,162			

17款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	110,000	△60,000	50,000	1 財政調整基金繰入金	△60,000	財政調整基金繰入金 △60,000
計	117,032	△60,000	57,032			

18款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	10	79,956	79,966	1 繰越金	79,956	前年度繰越金 79,956
計	10	79,956	79,966			

17款 繰入金 18款 繰越金

19款 諸収入
5項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	30,165	510	30,675	4 保険料負担金収入	52	臨時事務員等社会保険料負担金収入 52
				9 雑入	458	みなと交流館電気料 58 四町芸術鑑賞事業補助金 400
計	32,590	510	33,100			

20款 町債
1項 町債

5 臨時財政対策債	179,725	△32,929	146,796	1 臨時財政対策債	△32,929	臨時財政対策債 △32,929
計	564,125	△32,929	531,196			

歲 出

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	62,486	170	62,656				170	11 需用費	170	庁舎管理費 11 修繕費	170 170
計	124,843	170	125,013	0	0	0	170				

2 款 総務費

2 項 徴税费

2 賦課徴収費	8,038	260	8,298				260	23 償還金・利子 及び割引料	260	賦課費 23 過賦納還付金	260 260
計	8,222	260	8,482	0	0	0	260				

2 款 総務費

6 項 監査委員費

1 監査委員費	1,255	26	1,281				26	9 旅費	26	監査委員費 9 監査委員費用弁償	26 26
計	1,255	26	1,281	0	0	0	26				

2款 総務費

7項 財政基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 財政調整基金費	1,638	40,316	41,954			316 財産収入	40,000	25 積立金	40,316	財政調整基金費 25 積立金	40,316 40,316
2 土地開発基金費	100	△13	87			△13 財産収入		25 積立金	△13	土地開発基金費 25 積立金	△13 △13
3 減債基金費	5	△1	4			△1 財産収入		25 積立金	△1	減債基金費 25 積立金	△1 △1
5 花田俊勝奨学金基金費	557	1	558			1 財産収入		25 積立金	1	花田俊勝奨学金基金費 25 積立金	1 1
6 ふるさと応援基金費	1,029	3	1,032			3 財産収入		25 積立金	3	ふるさと応援基金費 25 積立金	3 3
7 過疎地域自立促進特別事業基金費	30,048	△6	30,042			△6 財産収入		25 積立金	△6	過疎地域自立促進特別事業基金費 25 高齢者等生活交通確保対策事業積立金 25 定住促進対策事業積立金 25 人材育成・人材確保対策事業積立金	△6 △2 △2 △2

2款 総務費

7項 財政基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
8 住民生活に光をそそぐ交付金基金費	10	4	14			3 財産収入	1	25 積立金	4	住民生活に光をそそぐ交付金基金費 25 積立金	4 4
計	33,590	40,304	73,894	0	0	303	40,001				

4 3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	146,305	2,998	149,303	863 国庫支出金			2,135	18 備品購入費	280	障害者福祉事業費	2,998
				468 道支出金				23 償還金・利子及び割引料	2,718	18 障害児用保育遊具購入費	280
				395						23 前年度障害者自立支援給付費等道費負担金過額納還付金	525
7 後期高齢者医療費	83,951	4,297	88,248				4,297	19 負担金・補助及び交付金	4,297	後期高齢者医療費	4,297
計	292,942	7,295	300,237	863	0	0	6,432			19 療養給付費負担金	4,297

3款 民生費
2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	107	40	147	39			1	18 備品購入費	40	児童福祉総務費 18 事業用備品購入費	40 40
4 学童保育費	6,073	258	6,331			52	206	4 共済費	104	学童保育費 4 社会保険料	258 104
								7 賃金	154	7 臨時指導員賃金	154
計	97,773	298	98,071	39	0	52	207				

50

4款 衛生費
1項 保健衛生費

3 環境衛生費	4,484	47	4,531				47	11 需用費	47	有害生物対策費 11 消耗品費	47 47
6 老人保健費	1,736	39	1,775				39	23 償還金・利子及び割引料	39	老人保健医療費 23 支払基金交付金過年度過額納還付金	39 39
計	107,259	86	107,345	0	0	0	86				

4款 衛生費
2項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 広域事務組合費	156,491	2,207	158,698				2,207	19 負担金・補助及び交付金	2,207	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金（衛生部門） 2,207
計	264,083	2,207	266,290	0	0	0	2,207			

6款 農林水産業費
3項 水産業費

2 水産振興費	30,494	0	30,494			20 諸収入	△20			財源繰替えによる
3 漁港管理費	5,465	500	5,965				500	14 使用料及び賃借料	500	船揚場維持管理費 14 車輛借上料 500
5 みなと交流館管理運営費	496	64	560			550 使用料及び手数料 512 諸収入 38	△486	11 需用費	64	みなと交流館管理運営費 11 光熱水費 64

6款 農林水産業費

3項 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
計	43,212	564	43,776	0	0	570	△6			

9款 消防費

1項 消防費

1 災害対策費	4,121	8	4,129				8	14 使用料及び賃借料	8	災害対策費 14 電波使用料	8
2 広域事務組合費	201,478	△5,731	195,747				△5,731	19 負担金・補助及び交付金	△5,731	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)	△5,731 △5,731
計	205,599	△5,723	199,876	0	0	0	△5,723				

10款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	13,944	300	14,244			400	△100	19 負担金・補助及び交付金	300	芸術・文化費 19 四町芸術鑑賞事業補助金	300 300
計	14,405	300	14,705	0	0	400	△100				

6款 農林水産業費

9款 消防費

10款 教育費

10款 教育費

6項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
4 町民プール 運営費	7,974	299	8,273				299	11 需用費	299	町民プール運営費 11 燃料費	299 299
計	377,136	299	377,435	0	0	0	299				

12款 諸支出金

2項 特別会計繰出金

1 繰出金	177,539	△338	177,201				△338	28 繰出金	△338	繰出金	△338
										28 介護保険特別会計繰出金	△1
										28 後期高齢者医療特別会計繰出金	△337
計	177,539	△338	177,201	0	0	0	△338				

議案第19号

平成23年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ815千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ903,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

福島町長 村田 駿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		157,980	△ 4,924	153,056
	1 国民健康保険税	157,980	△ 4,924	153,056
3 国 庫 支 出 金		257,178	△ 67,022	190,156
	1 国 庫 負 担 金	185,713	△ 43,037	142,676
	2 国 庫 補 助 金	71,465	△ 23,985	47,480
4 療養給付費交付金		56,435	△ 17,178	39,257
	1 療養給付費交付金	56,435	△ 17,178	39,257
6 道 支 出 金		49,047	△ 65	48,982
	2 道 補 助 金	40,279	△ 65	40,214
9 繰 越 金		2	88,374	88,376
	1 繰 越 金	2	88,374	88,376
歳 入 合 計		904,442	△ 815	903,627

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位；千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		644,124	0	644,124
	1 療 養 諸 費	557,521	0	557,521
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		81,154	147	81,301
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	81,154	147	81,301
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		238	6	244
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	238	6	244
5 老 人 保 健 拠 出 金		1,010	△ 1,000	10
	1 老 人 保 健 拠 出 金	1,010	△ 1,000	10
6 介 護 納 付 金		41,203	△ 76	41,127
	1 介 護 納 付 金	41,203	△ 76	41,127
9 諸 支 出 金		393	109	502
	3 過 年 度 過 誤 納 還 付 金	11	109	120
10 前 年 度 繰 上 充 用 金		1	△ 1	0
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	1	△ 1	0
歳 出 合 計		904,442	△ 815	903,627

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	157,980	△ 4,924	153,056
3 国庫支出金	257,178	△ 67,022	190,156
4 療養給付費交付金	56,435	△ 17,178	39,257
6 道支出金	49,047	△ 65	48,982
9 繰越金	2	88,374	88,376
計	904,442	△ 815	903,627

歳入歳出予算補正事項別明細書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 保 険 給 付 費	644,124	0	644,124	△ 66,625		△ 17,179	83,804
3 後期高齢者支援金等	81,154	147	81,301	72			75
4 前期高齢者納付金等	238	6	244	2			4
5 老人保健拠出金	1,010	△ 1,000	10	△ 500			△ 500
6 介 護 納 付 金	41,203	△ 76	41,127	△ 36			△ 40
9 諸 支 出 金	393	109	502				109
10 前年度繰上充用金	1	△ 1	0				△ 1
計	904,442	△ 815	903,627	△ 67,087		△ 17,179	83,451

歲 入

2 歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	145,070	△4,924	140,146	1 医療給付費分 現年課税分	△3,067	医療給付費分現年課税分 △3,067
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	△1,857	後期高齢者支援金分現年課税分 △1,857
計	157,980	△4,924	153,056			

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 療養給付費等負担金	176,945	△43,037	133,908	1 現年度分	△43,037	療養給付費国庫負担金 老人保健医療費拠出金負担金 介護納付金国庫負担金 後期高齢者支援金負担金	△42,721 △340 △25 49
計	185,713	△43,037	142,676				

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 財政調整交付金	70,758	△23,985	46,773	1 財政調整交付 金	△23,985	普通調整交付金	△23,985
計	71,465	△23,985	47,480				

4款 療養給付費交付金

1項 療養給付費交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 療養給付費交付金	56,435	△17,178	39,257	1 現年度分	△19,000	療養給付費交付金 △19,000
				2 過年度分	1,822	前年度精算分 1,822
計	56,435	△17,178	39,257			

6款 道支出金

2項 道補助金

1 道財政調整交付金	40,279	△65	40,214	1 道財政調整交付金	△65	普通調整交付金 △65
計	40,279	△65	40,214			

9款 繰越金

1項 繰越金

1 療養給付費交付金繰越金	1	△1	0	1 療養給付費交付金繰越金	△1	療養給付費交付金繰越金 △1
2 その他繰越金	1	88,375	88,376	1 その他繰越金	88,375	前年度繰越金 88,375
計	2	88,374	88,376			

歲 出

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者療養給付費	492,000	0	492,000	△66,625 国庫支出金			66,625			財源繰替えによる
2 退職被保険者等療養給付費	60,000	0	60,000			△17,179 療養給付費 交付金 △17,178 繰越金 △1	17,179			財源繰替えによる
計	557,521	0	557,521	△66,625	0	△17,179	83,804			

3 款 後期高齢者支援金等

1 項 後期高齢者支援金等

1 後期高齢者支援金	81,144	147	81,291	72 国庫支出金 62 道支出金 10			75	19 負担金・補助 及び交付金	147	後期高齢者支援金 19 後期高齢者支援金	147 147
------------	--------	-----	--------	---------------------------------	--	--	----	--------------------	-----	-------------------------	------------

3 款 後期高齢者支援金等

1 項 後期高齢者支援金等

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
計	81,154	147	81,301	72	0	0	76			

4 款 前期高齢者納付金等

1 項 前期高齢者納付金等

1 前期高齢者納付金	228	6	234	2			4	19 負担金・補助及び交付金	6	前期高齢者納付金 19 前期高齢者納付金	6 6
計	238	6	244	2	0	0	4				

5 款 老人保健拠出金

1 項 老人保健拠出金

1 老人保健医療費拠出金	1,000	△1,000	0	△500			△500	19 負担金・補助及び交付金	△1,000	老人保健医療費拠出金 19 老人保健医療費拠出金	△1,000 △1,000
計	1,010	△1,000	10	△500	0	0	△500				

6 款 介護納付金

1 項 介護納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1 介護納付金	41,203	△76	41,127	△36			△40	19 負担金・補助 及び交付金	△76	介護納付金 19 介護給付費納付金	△76 △76
計	41,203	△76	41,127	△36	0	0	△40				



9 款 諸支出金

3 項 過年度過誤納還付金

1 過年度過誤納還付金	10	110	120				110	23 償還金・利子 及び割引料	110	過年度過誤納還付金 23 国庫負担金過年度過誤納還付金	110 110
2 退職被保険者等過年度過誤納還付金	1	△1	0				△1	23 償還金・利子 及び割引料	△1	退職被保険者等過年度過誤納還付金 23 社会保険支払基金過誤納還付金	△1 △1
計	11	109	120	0	0	0	109				

10款 前年度繰上充用金

1項 前年度繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 前年度繰上充用金	1	△1	0				△1	22 補償・補てん及び賠償金	△1	前年度繰上充用金 22 前年度繰上充用金	△1 △1
計	1	△1	0	0	0	0	△1				

議案第20号

平成23年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,848千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ480,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

福島町長 村 田 駿

第1表 歳入歳出予算補正(保険事業勘定)

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		123,013	△ 3	123,010
	1 国庫負担金	77,798	△ 1	77,797
	2 国庫補助金	45,215	△ 2	45,213
4 支払基金交付金		132,232	413	132,645
	1 支払基金交付金	132,232	413	132,645
5 道支出金		65,779	△ 3	65,776
	1 道負担金	63,750	△ 1	63,749
	2 道補助金	2,029	△ 2	2,027
6 財産収入		34	△ 3	31
	1 財産運用収入	34	△ 3	31
7 繰入金		92,501	△ 1	92,500
	1 一般会計繰入金	77,309	△ 1	77,308
8 繰越金		1	10,445	10,446
	1 繰越金	1	10,445	10,446
歳入合計		470,072	10,848	480,920

第1表 歳入歳出予算補正 (保険事業勘定)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		35	2,433	2,468
	1 基金積立金	35	2,433	2,468
5 諸支出金		121	8,415	8,536
	1 償還金及び還付加算金	118	7,537	7,655
	2 繰出金	3	878	881
歳出合計		470,072	10,848	480,920

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位;千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	123,013	△ 3	123,010
4 支払基金交付金	132,232	413	132,645
5 道支出金	65,779	△ 3	65,776
6 財産収入	34	△ 3	31
7 繰入金	92,501	△ 1	92,500
8 繰越金	1	10,445	10,446
計	470,072	10,848	480,920

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
4 基金積立金	35	2,433	2,468			410	2,023
5 諸支出金	121	8,415	8,536	△ 6		△ 1	8,422
計	470,072	10,848	480,920	△ 6		409	10,445

歳

入

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	77,798	△1	77,797	2 過年度分	△1	前年度精算分 △1
計	77,798	△1	77,797			

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 地域支援事業交付金	4,058	△2	4,056	2 地域支援事業 交付金過年度 分	△2	介護予防事業交付金前年度精算分 △1 包括的支援事業及び任意事業交付金前年度精算分 △1
計	45,215	△2	45,213			

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	130,660	413	131,073	2 過年度分	413	前年度精算分 413
計	132,232	413	132,645			

5 款 道支出金

1 項 道負担金

1 介護給付費負担金	63,750	△1	63,749	2 過年度分	△1	前年度精算分 △1
計	63,750	△1	63,749			

5款 道支出金
2項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	2,029	△2	2,027	2 地域支援事業 交付金通年度 分	△2	介護予防事業交付金前年度精算分 △1 包括的支援事業及び任意事業交付金前年度精算分 △1
計	2,029	△2	2,027			

6款 財産収入
1項 財産運用収入

1 利子及び配当金	34	△3	31	1 利子及び配当 金	△3	介護給付費準備基金利子収入 △3
計	34	△3	31			

7款 繰入金
1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	54,442	△1	54,441	2 過年度分	△1	前年度精算分 △1
計	77,309	△1	77,308			

8款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	1	10,445	10,446	1 繰越金	10,445	前年度繰越金 10,445
計	1	10,445	10,446			

歲 出

3 歳 出

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
1 介護給付費 準備基金積 立金	35	2,433	2,468			410 支払基金交 付金 413 財産収入 △3	2,023	25 積立金	2,433	介護給付費準備基金積立金 25 積立金	2,433 2,433
計	35	2,433	2,468	0	0	410	2,023				

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1 償 還 金	8	7,537	7,545	△6 国庫支出金 △3 道支出金 △3			7,543	23 償還金・利子 及び割引料	7,537	償 還 金	7,537	23 国庫負担金過年度過額納還付金 23 国庫補助金過年度過額納還付金 23 支払基金交付金過年度過額納還付金 23 道補助金過年度過額納還付金 23 道負担金過年度過額納付金	5,215 △2 △2 △2 2,328
計	118	7,537	7,555	△6	0	0	7,543						

5款 諸支出金

2項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰出金	3	878	881			△1 繰入金	879	28 繰出金	878	一般会計繰出金 28 一般会計繰出金	878 878
計	3	878	881	0	0	△1	879				

80

議案第 2 1 号

平成 2 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55, 036 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 9 月 1 4 日提出

福島町長 村 田 駿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		26,496	△ 337	26,159
	1 一般会計繰入金	26,496	△ 337	26,159
4 繰 越 金		1	316	317
	1 繰 越 金	1	316	317
歳 入 合 計		55,057	△ 21	55,036

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位；千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		53,427	△ 303	53,124
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	53,427	△ 303	53,124
3 諸 支 出 金		61	282	343
	2 繰 出 金	1	282	283
歳 出 合 計		55,057	△ 21	55,036

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	26,496	△ 337	26,159
4 繰越金	1	316	317
計	55,057	△ 21	55,036

歳入歳出予算補正事項別明細書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	53,427	△ 303	53,124			△ 303	
3 諸 支 出 金	61	282	343			282	
計	55,057	△ 21	55,036			△ 21	

入 歳

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費繰入金	4,049	△337	3,712	1 事務費繰入金	△337	事務費繰入金 △337
計	26,496	△337	26,159			

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	316	317	1 繰越金	316	繰越金 316
計	1	316	317			



歲

出

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	53,427	△303	53,124			△303 繰入金 △337 繰越金 34		19 負担金・補助 及び交付金	△303 19 事務費負担金 △337 19 保険料負担金 34	
計	53,427	△303	53,124	0	0	△303	0			

06

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

1 一般会計繰 出金	1	282	283			282 繰越金		28 繰出金	282	一般会計繰出金 282 28 後期高齢者医療特別会計繰出金 282
計	1	282	283	0	0	282	0			

議案第 22号

平成23年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成23年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

（ア） 配水管整備事業 28,683千円を 34,483千円とする。

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 36,677千円、過年度分損益勘定留保資金 9,435千円、当年度分損益勘定留保資金 27,242千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 42,477千円、過年度分損益勘定留保資金 9,435千円、当年度分損益勘定留保資金 33,042千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	37,377千円	5,800千円	43,177千円
第1項 建設改良費	32,975千円	5,800千円	38,775千円

平成23年9月14日提出

福島町長 村 田 駿

平成23年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			37,377	5,800	43,177
	1. 建設改良費		32,975	5,800	38,775
		1. 配水管整備費	28,683	5,800	34,483

予 算 說 明 書

平成23年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

資本的収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	1. 資本的支出	補正前の額	補正額	計	
項	1. 建設改良費	32,975	5,800	38,775	
目	1. 配水管整備費	28,683	5,800	34,483	

節		金額	説明
区分			
工事請負費	5,800	町道川原町1号線配水管取替工事	5,800

